

三重大学成績評価ガイドライン

1. (成績評価ガイドラインの趣旨)

三重大学成績評価ガイドラインは、指針となるべき成績評価の基準と評価方法等を定めることによって大学教育としての実質化及び水準の確保を図ろうとするものである。

2. (成績の評価、評点、評価内容の基準)

成績の評価、評点、評価内容の基準を下記のように定める。

判定	評点	評価点	評定	評価内容基準	成績通知書への記載	成績証明書への掲載
合格	95~100点	10	AA	科目内容を修得し、到達目標を優れて満たしている	あり	あり
	90~94	9				
	80~89	8	A	科目内容を修得し、到達目標を十分に満たしている	あり	あり
	70~79	7	B	科目内容を修得し、到達目標を概ね満たしている	あり	あり
	60~69	6	C	科目内容を修得し、到達目標を必要限度満たしている	あり	あり
不合格	60点未満	5以下	D	科目内容を修得したと認められず、到達目標を満たしていない	あり	なし

注) 単位の認定のみを行う科目については、合格(P)あるいは認定(E)の表記とする。

注) 本学において、別に定めるプログラム等を修了した場合は、修了(K)の表記とする。

注) 成績通知書には原則として評価点を、成績証明書には評定を記載する。

3. (評価方法)

成績評価は、出席状況、報告・発表等の授業参加状況、学習記録、レポート、試験など、多様な要素の中から、それぞれの授業科目の形態、目標、内容に相応しくできる限り複数を選択して行う。

4. (学習成果の反映)

レポートの課題設定や試験の内容に、受講及び受講のための学習準備を通じて得られた学習成果が適切に反映されているなど、成績評価に学習成果が適切に反映されるように工夫するものとする。

5. (成績評価基準と方法の周知)

各授業科目の成績評価の基準と方法は、シラバスに明記するとともに、各授業において到達目標と関連づけながら説明するものとする。とくに到達目標と評定との関係を、授業の内容に基づいて具体的に説明する。

6. (授業科目間での成績評価基準・方法の調整)

アクティブラーニング, 外国語教育, 基礎教育など, 名称や性格を同じくする授業科目が複数開講される場合は, 必要に応じて, 担当教員間で成績評価の基準や方法に差が生じないように, 相互に調整する。

7. (卒業研究の評価)

卒業研究については, オリエンテーション等を行い, 成績評価の基準と方法を明瞭に説明し, 成果に応じた適切な成績評価を行うものとする。なお, 成績評価に当たっては, 研究内容はもとより, 審査等における発表の仕方や応答など, その他の要素も勘案するものとする。

8. (説明責任)

成績評価に関する学生の質問及び疑問等には, 適切に応えるものとする。

附 則

このガイドラインは, 平成19年4月1日から実施する。ただし, 評定区分については, 平成19年度入学者から適用し, それ以前の学生については従前の4段階区分とする。

附 記

このガイドラインは, 平成22年4月1日から実施する。

附 記

このガイドラインは, 平成27年4月1日から実施する。

附 記

1. このガイドラインは, 平成27年 6月16日から施行する。
2. このガイドラインは, 平成27年度入学生から適用する。

三重大学大学院成績評価ガイドライン

(成績評価ガイドラインの趣旨)

- 1 三重大学大学院成績評価ガイドラインは、指針となるべき成績評価の基準と評価方法等を定めることによって大学院教育としての実質化及び水準の確保を図ろうとするものである。

(成績の評価, 評点, 評価内容の基準)

- 2 成績の評価, 評点, 評価内容の基準を下記のように定める。

注) 単位の認定のみを行う科目については、合格 (P) あるいは認定 (E) の表記とする。

注) 本学において、別に定めるプログラム等を修了した場合は、修了 (K) の表記とする。

注) 成績通知書には原則として評価点を、成績証明書には評定を記載する。

判定	評点	評価点	評定	評価内容基準	成績通知書への記載	成績証明書への掲載
合格	95～100点	10	AA	科目内容を修得し、到達目標を優れて満たしている	あり	あり
	90～94	9				
	80～89	8	A	科目内容を修得し、到達目標を十分に満たしている	あり	あり
	70～79	7	B	科目内容を修得し、到達目標を概ね満たしている	あり	あり
	60～69	6	C	科目内容を修得し、到達目標を必要限度満たしている	あり	あり
不合格	60点未満	5以下	D	科目内容を修得したと認められず、到達目標を満たしていない	あり	なし

(評価方法)

- 3 成績評価は、出席状況、報告・発表等の授業参加状況、学習記録、レポート、試験など、多様な要素の中から、それぞれの授業科目の形態、目標、内容に相応しくできる限り複数を選択して行う。

(学習成果の反映)

- 4 レポートの課題設定や試験の内容に，受講及び受講のための学習準備を通じて得られた学習成果が適切に反映されているなど，成績評価に学習成果が適切に反映されるように工夫するものとする。

(成績評価基準と方法の周知)

- 5 各授業科目の成績評価の基準と方法は，シラバスに明記するとともに，各授業において到達目標と関連づけながら説明するものとする。とくに到達目標と評定との関係を，授業の内容に基づいて具体的に説明する。

(学位論文の評価)

- 6 別に定める学位論文審査基準による。

(説明責任)

- 7 成績評価に関する学生の質問及び疑問等には，適切に応えるものとする。

附 記

このガイドラインは，平成19年4月1日から実施する。ただし，評定区分については，平成19年度入学者から適用し，それ以前の学生については従前の4段階区分とする。

附 記

1. このガイドラインは，平成27年 6月16日から施行する。
2. このガイドラインは，平成27年度入学生から適用する。